

未利用地を所有している皆様へ

Hello!
NEW

未利用地の活用を促進するため 土地の売却を支援します！

新居浜

令和2年4月創設

「新居浜市企業立地促進土地所有者奨励金」は、特定地域（※）の土地を企業に売却する土地所有者の方を支援するための制度です。

※特定地域とは …

都市計画法に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域又は特定用途制限地域（産業居住地区に限る）

交付要件

初めに台帳への登録が必要です。まずご相談ください！

- 未利用地登録台帳^{※1}へ登録され、広く一般に情報提供されている土地
- 所有する土地^{※2}を企業に売却し、企業が立地（使用を開始）すること

※1 「新居浜市未利用地等登録制度に関する要綱」に規定

※2 売却する年の1月1日において、5年を超える期間所有していること

交付対象者

- 特定地域に土地を所有する個人または法人

交付対象地

- 企業への売却前の土地が、事業のために使用された土地でないこと
- 1,000㎡以上の一団の土地であること

奨励金の額

- 売却価格×4.75%
（売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額）
- 限度額300万円

制度についての問い合わせ先

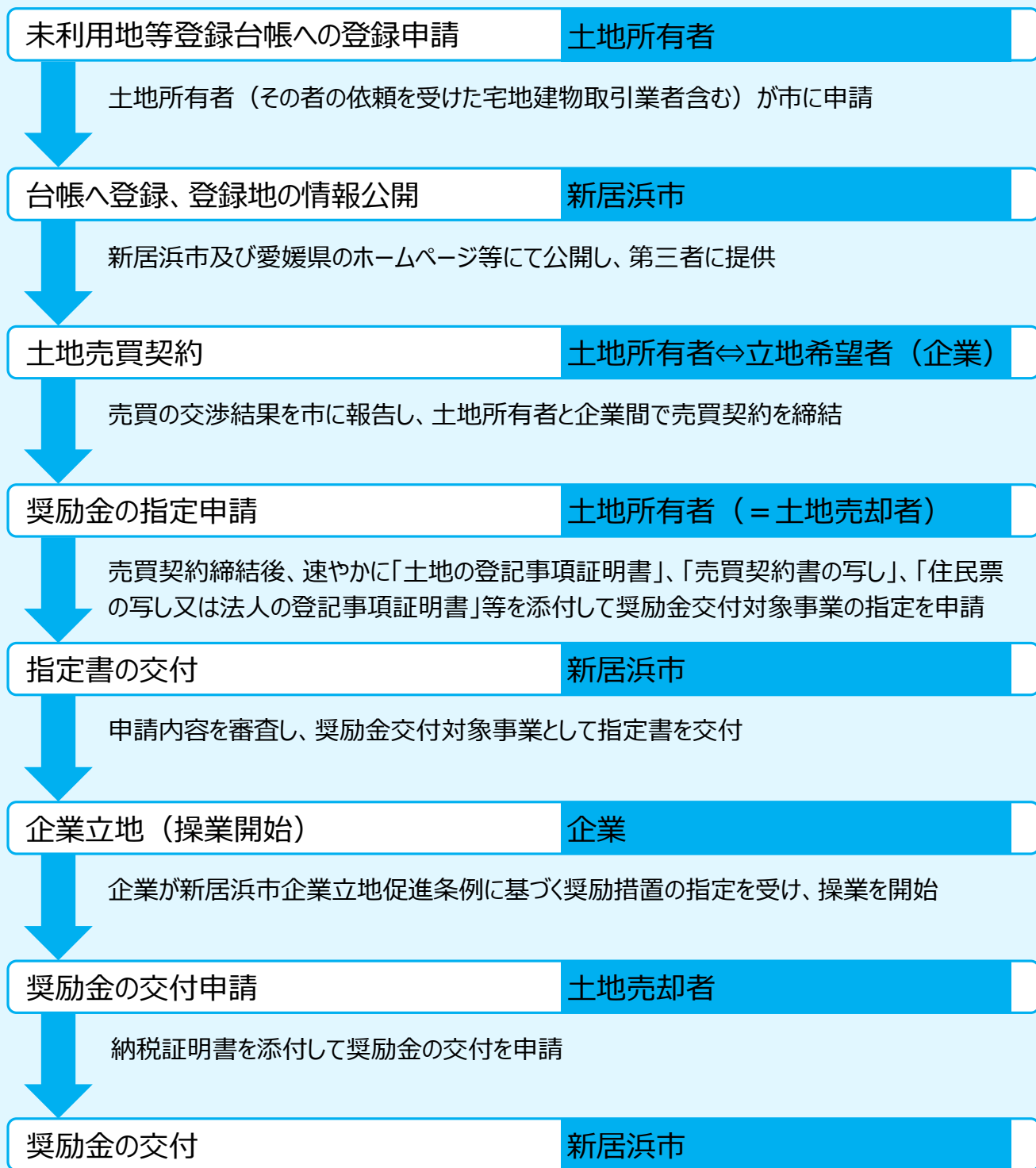
新居浜市経済部産業振興課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1260

FAX 0897-65-1305

交付までの流れ



立地企業の皆様へ

立地される企業の皆様につきましても、新居浜市企業立地促進条例に基づく手厚い奨励金の制度をご用意しておりますので、まずはご相談ください。